

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【公開番号】特開2011-224172(P2011-224172A)

【公開日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【年通号数】公開・登録公報2011-045

【出願番号】特願2010-97219(P2010-97219)

【国際特許分類】

A 47B 13/00 (2006.01)

A 47B 7/00 (2006.01)

A 47B 17/04 (2006.01)

【F I】

A 47B 13/00 B

A 47B 7/00 A

A 47B 13/00 Z

A 47B 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月25日(2013.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ダクトカバーの上方に所定の隙間を介してデスクトップパネルの下端部が位置し、前記隙間を利用してダクトカバーを使用位置から退避させ得るようにしたものにおいて、

前記ダクトカバーの使用位置からの退避時に、前記隙間を塞ぐ閉塞部材の隙間閉塞位置からの退避動作が伴うように構成したことを特徴とするデスク。

【請求項2】

ダクトカバーの上方に所定の隙間を介してデスクトップパネルの下端部が位置し、前記隙間を利用してダクトカバーを使用位置から退避させ得るようにしたものにおいて、

前記ダクトカバーに前記隙間を塞ぐ閉塞部材を付帯させて設け、ダクトカバーの使用位置からの退避時に、閉塞部材の隙間閉塞位置からの退避動作が伴うように構成したことを特徴とするデスク。

【請求項3】

ダクトカバーに前記隙間を塞ぐ閉塞部材を一体的に設け、ダクトカバーの使用位置からの退避に伴って、閉塞部材が隙間閉塞位置から退避するように構成している請求項2記載のデスク。

【請求項4】

閉塞部材がダクトカバーの上面からデスクトップパネルの下端部に向かって起立状態で設けられ、ダクトカバーの使用位置からの退避開始時に閉塞部材がデスクトップパネルの厚み中心から遠ざかるように構成している請求項1～3の何れかに記載のデスク。

【請求項5】

ダクトカバーが軸及び軸受を介してケーブルダクトの開口を開閉する位置に回転可能に支持され、ダクトカバーの回転によるケーブルダクトの開口からの退避動作に伴って閉塞部材がデスクトップパネルの厚み中心から遠ざかる方向に回転するように構成している請求項4記載のデスク。

【請求項 6】

軸と軸受の間に、軸の軸受に対する着脱を許容する着脱許容角度を設定して、閉塞部材がデスクトップパネルの下端から厚み方向に脱出する位置が前記着脱許容角度内にあるようにしている請求項5記載のデスク。

【請求項 7】

ダクトカバーの対向する縁部をそれぞれ2軸及びそれらと対をなす軸受を介してケーブルダクトの開口を閉止する位置に支持させ、一方の軸を軸受から開放するとともに他方の軸を軸受に支持させたままでダクトカバーを何れの方向へも回転可能とし、何れの方向に対しても閉塞部材がデスクトップパネルの厚み中心から遠ざかるようにしている請求項4～6の何れかに記載のデスク。

【請求項 8】

対応位置に軸又は軸受を有する一対の端部部材と、両端に前記端部部材を嵌め合わせることによってこれら両端部部材間に架け渡されるカバー本体とを具備し、カバー本体の上面にオプション部材を、前記端部部材を嵌め合わせることによって抜脱不能に取り付けてなることを特徴とするダクトカバー。

【請求項 9】

カバー本体が押し出し材であって、上面に長手方向に延びる係り合い溝を有し、この係り合い溝に対してオプション部材の基端を端部からのスライド動作のみによって着脱可能として、端部部材を嵌め合わせた状態で係り合い溝を閉止していることを特徴とする請求項8記載のダクトカバー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

すなわち、本発明のデスクは、ダクトカバーの上方に所定の隙間を介してデスクトップパネルの下端部が位置し、前記隙間を利用してダクトカバーを使用位置から退避させ得るようとしたものにおいて、前記ダクトカバーの使用位置からの退避時に、前記隙間を塞ぐ閉塞部材の隙間閉塞位置からの退避動作が伴うように構成したことを特徴とする。

或いは、本発明のデスクは、ダクトカバーの上方に所定の隙間を介してデスクトップパネルの下端部が位置し、前記隙間を利用してダクトカバーを使用位置から退避させ得るようとしたものにおいて、前記ダクトカバーに前記隙間を塞ぐ閉塞部材を付帯させて設け、ダクトカバーの使用位置からの退避時に、閉塞部材の隙間閉塞位置からの退避動作が伴うように構成したことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0042

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0042】

以上のように、本実施形態のデスク1は、ダクトカバー4の上方に所定の隙間Lを介してデスクトップパネル8の下端部81が位置し、前記隙間Lを利用してダクトカバー4を使用位置4(R)から退避させ得るように構成するとともに、前記ダクトカバー4の使用位置4(R)からの退避時に、前記隙間Lを塞ぐ閉塞部材7の隙間閉塞位置7(R)からの退避動作が伴うように構成したものである。このため、天板21、22の反使用端21a、22aに配置したデスクトップパネル8がダクトカバー4上に位置することになっても、デスクトップパネル8を存置したままダクトカバー4を外して配線処理をすることができる、ケーブルダクト3を大きくして天板面積を犠牲にすることも回避することができる。しかも、ダクトカバー4の装着時はデスクトップパネル8の下方の隙間Lを閉塞部材7

で適切に塞ぐことができ、ダクトカバー4を外すときには閉塞部材7が一緒に隙間閉塞位置7(R)から退避するので、退避操作を個別に行う必要がなく、良好な使い勝手を実現することができる。